

審議結果

審議会等名称

神奈川県水産審議会

開催日時

令和3年 3月 26日(金)

開催場所

書面開催

出席者

井貫 晴介【会長】

高橋 征人【副会長】

星野 拓吉

鳥海 義文

相澤 陽子

江森 正典

山口 芳郎

櫻本 和美

向井 友花

浪川 珠乃

堀井 豊充

田口 さつき

次回開催予定日

令和3年11月及び令和4年3月

所属名、担当者名

環境農政局 農政部 水産課 水産企画グループ 村山

掲載形式

議事録

審議（会議）経過

書面開催

令和2年度神奈川県水産審議会議事録

議事

1 審議事項

- ・会長、副会長の互選について
→承認された。
- ・令和3年度神奈川県栽培漁業実施計画（案）について
→承認された。

2 報告事項

- ・本県における漁協合併の現状について
- ・「かながわ水産業活性化指針」の一部改定について
- ・かながわ漁業就業促進センターの開校について
- ・大規模外洋養殖事業導入検討について

3 その他

結果

1. 審議事項

- 会長、副会長の互選について

意見無し

- 令和3年度神奈川県栽培漁業実施計画（案）について

○相澤委員

まこがれいについて。一時期沢山とれたのですがここ数年とれ高が減少しているので、放流数量の引き下げは痛いです。

○水産課

東京内湾のマコガレイは、1980年代後半まで400～1000トンの漁獲量があり主要魚種でしたが、2000年以降100トン前後まで減少し、近年は50トン前後と極めて低い水準にあります。原因としてはマコガレイの生息環境が悪化している可能性が考えられます。

令和2年度においては漁業者等からの需要が減り、計画に対する放流実績の達成率が70%であったことから、それに合わせて令和3年度の種苗放流の計画数値を下げておりますが、漁業者等の放流尾数を制限しているものではありません。

○江森委員

サザエ生産不調について、生産数量を下げて対策技術の開発を実施すること、原因と対策技術の開発も進んでいることがうかがえ、漁業者の需要の高い種苗が安定的に生産されることを期待している。また、原因として判明してきた付着藻類の変化や親貝の栄養不足が海中でも進んでいるのか関心がある。

○水産課

現在、水産技術センターでは、天然海域でのサザエ稚貝発生量やサザエ稚貝の初期餌料となる付着藻類の調査等を行っておりません。

当センターの種苗生産施設で培養している珪藻類の付着環境は、水槽の中に置いたポリカーボネイト製の波板や平板という単純な構造で、その時の条件によってサザエ稚貝に好適と考えられる珪藻（ナビキュラやシリンドロセカ等）や不適と考えられる珪藻（リクモフォーラ等）など、特定の種が優占して単調な種構成になりやすいと考えられます。

一方、自然界では砂、礫、岩礁や大型海藻など、多様な付着基質が存在し、それぞれの基質環境に応じて、サザエ天然稚貝の餌料として好適な種を含め多種多様な藻類が付着し、適宜それらを利用していると考えられます。

本県のサザエ漁獲量の推移を見ると、磯焼けの著しい漁場においても、アワビのように大きく減少しているわけではなく、今回の生産不調と同調するような資源動向は認められません。従って、当センターで近年発生しているような初期段階での大量減耗は海中では生じていないと考えております。

現在、できるだけ状態の良い親貝を入手するため、聴き取り調査の結果などから磯焼けの影響が少ないと思われる海域からのサザエの調達に努めていますが、具体的に栄養状態の評価までは行っておりません。しかし、磯焼けした漁場のサザエは身入りが悪いという漁業者の話や、非常に痩せたアワビが確認されていることから、環境の変化により、天然サザエの栄養状態が変わってきている可能性はあります。今後、そのような問題に対しても、磯焼け対策等の調査研究を充実していく中で検証していく必要があると考えております。

○江森委員

マナマコについて、漁獲対象として漁業者の需要は高いが、海水温の上昇に伴い、漁獲時期の短期化、エサ不足の懸念がある。放流漁場の環境調査も重要と考える。

○水産課

今後、水産技術センターの種苗生産施設の整備後に、ナマコの種苗量産技術の開発と同時に種苗放流技術の開発を進めていく予定です。その際には、委員からご指摘をいただいたような放流漁場での環境調査などにも取り組んでまいりたいと考えています。

○江森委員

マコカレイについて、放流計画において、「R2 計画との比較」で「漁業者の需要減」とあるが、これは市場価格の低下によるものか、生息海域の環境変化で放流効果が低下したためか、他のものなのか、わかれば知りたい。

○水産課

令和3年度の種苗放流計画は、令和2年度の漁業者等の需要が減ったことから、それに合わせて計画数量を変更しております。漁業者等の需要が減った理由については、確認しておりません。

○江森委員

トラフグについて、「4」の調査計画にある「新たな栽培漁業対象魚種」として、適正な放流尾数や他の魚類への影響など、未知の事象も多いのではないだろうか。この調査が水揚げの増加に寄与することを期待する。

○水産課

市場調査によりトラフグの漁獲状況等、基礎的な情報を把握するとともに、標識放流やDNA分析による放流効果の調査、資源添加に繋がる適切な放流方法の検討など、多角的に調査研究を進めることにより、水揚げの増加に寄与するような栽培漁業の手法の解明を進めてまいります。

○櫻本委員

サザエ種苗の大量へい死については、早期の原因究明を期待します。

○水産課

資料に示す通り、サザエ種苗の生産に当たっては初期の餌料環境の適正な管理が鍵と考え、令和2年度は波板に付着する幼生の数や繁茂する藻類の種類調整など、餌料環境の改善を行いました。その結果、令和3年1月以降は飼育個数が60万個でほぼ安定し、大きな減耗は認められません。この状態から勘案すれば、34万個という種苗生産計画は達成できる見込みです。

○向井委員

不調の原因がある程度明らかになり、対策技術の開発が奏功して、令和2年度の飼育個数に下げ止まりの兆候が見られるのは喜ばしいことと思います。飼育開始時（約800千）に対し2月時点（約600千）は約3/4程度の生残率になっているように見受けられますが、この生残率は、大量斃死が発生した平成28年度以前の状況と比べてどの程度低い（あるいは同程度）のでしょうか。今回見出された原因とその対策技術を継続した場合に、以前の水準程度の種苗生産が見込めるのかの点について、見通しがあればご教示いただきたいと思います。

○水産課

「サザエ種苗の配付について」の2ページ目のグラフのとおり、令和2年度生産の剥離後のへい死率は3月15日時点で75%であり、平成16年度に作成した種苗生産マニュアルの75%と同じでした。また、3月15日現在の飼育個数は約60万個であることから、現時点の飼育状況が続けば来年度の配付目標は達成できると考えております。なお、現在の飼育個数から勘案すると、生産不調対策の技術が確立できた場合には、以前の水準程度の種苗生産が見込めると考えております。

○浪川委員

基本的に令和2年度の計画を踏襲していると思われませんが、さざえの生産数量および種苗放流量が、生産不調対策試験のため、例年引き下げられており、種苗配布の減少が県内の漁業者に与える影響も大きいのではないかと懸念しています。

栽培漁業計画（案）については、事務局案で了承しますが、今後の参考のため、種苗配布の減少に対する漁業者側からの意見を伺いたいと思います。

○水産課

磯焼けでアワビの漁獲が減少している中、漁業者はサザエの漁獲に期待しており、早期の原因究明と生産の回復を求める意見をいただいております。

○堀井委員

改正漁業法の施行にあたり、神奈川県として資源管理・資源評価と栽培漁業との関係をどう捉えているか

○水産課

県は、漁業法の改正に合わせて資源管理の基本計画である神奈川県資源管理方針を新たに定め、その中で栽培漁業については資源管理の一環として進めていくことといたしました。

例えば、ヒラメは小型魚保護や休漁日設定などの漁獲努力量削減措置による資源管理

に取り組んでいるほか、現在の漁獲量を維持するために必要な種苗放流尾数を水産技術センターが推定し、これを参考に放流を実施しております。それ以外の魚介類についても、同様の取組みに近づけるよう今後検討してまいります。

神奈川県資源管理方針 抜粋

『種苗生産・放流・育成管理の取組は、経済的価値の高い水産資源や資源量の減少した水産資源を対象に、資源管理の一環として実施することとする。新たに種苗放流等を実施する水産資源については、経済性の検証などその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。』

○堀井委員

斡旋による放流について、系群や遺伝的多様性に配慮しているか

○水産課

栽培漁業は野生集団の遺伝的多様性を攪乱し、低下させるリスクを潜在的に有していることから、国は「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を定めています。ここでは、『対象種の遺伝的な集団構造に基づいて放流計画を策定することが重要である』とされていることから、神奈川県栽培漁業協会が斡旋並びに卵を入手する種苗については、系群に配慮した地域から斡旋元等を探しているところです。しかしながら、種苗の入手先が限定される場合には、それ以外の地域からの入手せざるを得ないこともあります。

なお、過去にヒラメ人工種苗の放流が本県海域に与える遺伝的な影響を調査した事例では、種苗放流に伴う天然資源の遺伝的多様性の低下は認められませんでした。

○田口委員

水産技術センター、栽培漁業協会の不断の努力に敬意を表します。

放流事業計画に加えて、稚貝・稚魚の生息場や漁場の状況がどのように変化しているかも次回の水産審議会で示してくださることを神奈川県に要望いたします。

海草、海藻は漁業の基盤であり、二酸化炭素固定の働きもあるので、磯焼け改善のための抜本的、総合的対策を望みます。

種苗放流先の漁場の環境収容能力を把握し、見える化する方法を検討していただきたいと思います。

今後、気象変動の影響を加味した事業計画が必要と思います。

○水産課

次回、稚貝・稚魚の生息場や磯焼けを含む漁場の状況につきましては、水産技術センターで取組んでいる調査結果についてご報告いたします。

ヒラメについては、水産技術センターが現在の漁獲量を維持するために必要な種苗放流尾数を推定しておりますが、それ以外の魚介類について調査が可能であるか水産技術センターと検討してまいります。

第8次栽培基本計画の策定については、漁場環境等の影響も加味した種苗放流計画の策定を予定しております。

○田口委員

神奈川県内の磯焼けの状況を教えてください。

○水産課

本県の藻場は、大型褐藻類のアラメ・カジメを主体とするアラメ場が9割前後を占めており、一部の砂泥域にアマモ場が形成されております。磯焼けの状況は、1992年以降にアラメ場面積が1/3程度まで大きく減少し、これまで磯焼けの主分布域であった三浦半島周辺の海域のみならず、小田原地区をはじめとする西湘地区でも顕著な減少がみられるようになりました。

また、磯焼けの原因とされる植食性のウニ類やアイゴですが、漁業者から各地での増加が報告されています。これら食害生物への対策として、前者については従来の駆除に加え、規格外のキャベツを餌として与えることでキャベツウニとして商品化し有効利用する取組を進めております。後者についても脱血方法を工夫して刺身でも食べられるような技術開発を行っております。また、通常よりも早く成熟する早熟カジメの人工増殖技術開発にも取組み、藻場の回復を目指しております。

2. 報告事項

●本県における漁協合併の現状について

○浪川委員

経営基盤の強化を図るべく、漁協合併を推進されていると思いますが、各漁協の現状（組合員数、漁獲量、漁港施設の状況、遊休化した漁港用地・施設・泊地等）を踏まえ、漁港ストックの有効利用の可能性についても検討を進め、長期的な視野で漁協の経営改善に資するという視点も重要かと思えます。

○水産課

漁港ストックの有効利用については、委員ご指摘のとおり漁協の経営改善に資するこ

とにつながると考えております。

本県の漁港機能のありかたとして、流通拠点漁港に荷さばき機能を集中させ、漁港の機能分担を進めていく考えがあります。漁協合併の推進と併せて、漁港の荷さばき機能の分担を進めていき、そして、合併後の漁港ストックの有効活用も検討してまいります。

○田口委員

漁協の合併には、いい合併と悪い合併があります。合併を組合員の理解のないまま、上位解脱方式で行うと、責任の所在が不明確になり、後々、悪影響がでます。そのため、合併前に組合員が合併の必要性があるかどうかを深く考え、情報共有する必要があると思います。また、広域合併をする場合は、新たに発足する組合の基本理念や事業の考え方を明確化すべきです。そのためにも組合を超えた漁業者の交流を事前に進めることが必要です。

また、漁協の職員への対応も重要です。職員間の交流、事務の統一、人事考課の明確化など様々な準備が必要です。林業分野ですが、経営理念の明確化、能力評価システムの導入により、職員の働き方を改善した北都留森林組合の事例が参考になると思います。

<https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20200813.pdf>

○水産課

本県の漁協合併の進め方については、合併についての理解を深めるための組合長レベルの「合併勉強会」を複数回開催し、そこで、一定の理解が醸成された後に、具体的な合併条件を協議していく「合併協議会」に移行することとしております。ご指摘のあった「組合員の理解」については、合併協議会に移行する前に組合員説明会を開催し、情報共有を図ることとしており、組合員の理解のもと、協議会を進めていくこととしております。

また、現在、合併を進めている湘南地域については、漁協の意向もあり、新たに発足する組合は、当面は独立採算制としていく方向ですが、その場合も委員ご指摘のとおり、事務の統一等、多くの課題があります。合併協議会でこれらの課題をしっかりと協議し、いい合併を目指してまいります。

●「かながわ水産業活性化指針」の一部改定について

意見無し

●かながわ漁業就業促進センターの開校について

○向井委員

漁業就業セミナーと漁業体験研修の参加者が、これまでの実施状況と比較すると少人数であったことは、コロナ禍で様々な制限がある中での実施であったことが影響していることと拝察します。一方、令和2年度からの新規事業として開設された「かながわ漁業就業促進センター」において5名の応募者中3名が新規漁業就業に結び付いたことは、これまでの促進支援事業の中でも大きな成果と言えるかと思います。若者の就業機会や職業選択の多様性向上のためにも、引き続き募集を強化して充実した研修を実施していただけることを期待します。

○水産課

残念ながら、漁業現場で研修を受けていた研修生1名が2月末を以て辞退してしまったため、すでに就業した方と合わせて、最終的には2名の方が漁業就業する見込みとなります。

次年度はSNSなどを活用した情報発信をこれまで以上に増やし、若者向けのPRを強化するなど募集の強化を図るとともに、研修先の変更等の柔軟な対応により、研修生が研修を継続できるような工夫をいたします。

○田口委員

神奈川県には、尊敬すべき漁業者がいます。例えば、神奈川県水産技術センター(2008)「三浦半島のおさかな雑学」56頁(添付資料1)やハマグリ復活のために努力された組合長(https://sakanadia.jp/torikumi/syonan_hamaguri/)など、神奈川県の事例を就業希望者に紹介してみてもはいかがでしょうか。

若手漁業者の啓発、研修制度の充実も定着率の上昇に寄与すると思います。また、同年代の漁業者と知り合うことで孤独になることもなく、切磋琢磨することもできるので、交流の機会を積極的に設けていただきたいと思います。

○水産課

1か月間の座学研修では、指導漁業士・青年漁業士の方々にも講師としてご協力いただき、漁業をする上でのやりがいやご苦労についてお話いただきました。研修生の方々にとっても様々な視点から漁業や漁師という仕事を考えていただく良い機会になりましたので、次年度も現役漁業者との交流をカリキュラムに取り入れてまいります。

また、他県の漁業学校等では、浜のお祭りに研修生を連れて行き、地域全体との交流を図る取組みをされているところもあるようです。新型コロナウイルス感染症の影響で難しい面もありますが、なんらかの形で研修生の交流の輪を広げられるよう努めてまいります。

一方、若手漁業者の啓発、研修制度の充実についても、水産業普及指導員が、漁業青年研究グループの活動促進、交流大会・研修会等を通じて漁業者の交流の場を提供し、担

い手育成を図っております。

●大規模外洋養殖事業導入検討について

○櫻本委員

大規模外洋養殖の検討会が4回開催されましたが、その議事録はいつ、どのような形で公開されるのでしょうか。

○水産課

次年度まで2年間にわたる協議会終了後、県ホームページで概要を公表する予定です。それまでは自由な意見交換を担保するため非公開とさせていただきます。なお、概要についてはお問い合わせがあれば提供しております。

○向井委員

昨年の議事録より、この協議会は「大規模養殖施設の誘致の可否も含めた検討協議会」であり、その議事録は公開されないと説明されています。令和2年度取組状況および令和3年度取組内容から推察するに、誘致が決定したということでしょうか。また、大規模施設を設置した場合の自然環境や生態系、既存の漁業活動へ及ぼす影響について、利害関係のない専門家による科学的なアセスメントが行われる（行われた）のでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。

○水産課

現段階で具体的に決まった事項はなく、誘致可否の判断に至っておりません。養殖生簀を海洋環境が厳しいとされる相模湾に技術的視点で本当に設置できるかが議論の入口ですが、この点で慎重な意見が出ている状況です。令和3年まで継続検討し誘致実現に向け課題を整理してまいります。

なお、アセスメントについて法的義務はないと考えますが、必要に応じ検討してまいります。

○浪川委員

大規模外洋養殖については、県内の漁港の利用や水産物流通に大きな影響を与えると考えられることから、構想等が一定程度整理できた段階で公表してほしい。

○水産課

現段階で具体的に決まった事項はありません。令和3年度まで継続検討し誘致実現に向け課題を整理してまいります。

次年度一回目の審議会で経過報告させていただきます。

○田口委員

神奈川県民及び首都圏民の利益や安全・安心のために大規模養殖施設の建造業者や事業主体の外資規制などが不可欠で、安全保障の観点の検討が必要と思われます。

<https://lib.suisan-shinkou.or.jp/ssw620/ssw620-04.html>

2020年度の「大規模外洋養殖事業導入検討協議会」では、具体的にはどのような議論が行われましたか。また、協議会の参加者が養殖事業主体となるのでしょうか。

いただいた資料の地図の赤い星の箇所が養殖施設を設置する箇所と思われますが、日本の防衛上、非常に重要な場所です。防衛省、海上保安庁、公安などとの調整は済まされているのでしょうか。

ちなみに米国でも大統領令で外洋養殖事業を推進していますが、事前に、他の用途とち合わないか検証することとなっています。(米国の水産物の競争力と経済成長を促す行政命令 (Executive Order on Promoting American Seafood Competitiveness and Economic Growth) の第7条 養殖の可能性のある水域 (Aquaculture Opportunity Areas) がその部分です。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-promoting-american-seafood-competitiveness-economic-growth/>

養殖施設を設置することについて天然魚や海洋環境にどのような影響を及ぼすかなどの環境評価を教えてください。

日本経済新聞 (2020年8月4日付) によると、2023年に本格操業開始とありますが、それで正しいでしょうか。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62269310U0A800C2L82000/>

大規模養殖事業が成立するためには、養殖施設の台風等への耐久性や事業収益性の評価が必要ですが、それはお済でしょうか。

○水産課

1年目ということで、協議会では資料記載のとおり、相模湾の環境、国内外の先進事例、技術的課題、地元漁業との連携、地域活性化などについて、情報共有に趣をおいて進めました。その中では耐荒天性や収益性に関する話題・意見も出ましたが、現段階で具体的に決まった事項はなく、誘致可否の判断に至っておりません。

養殖生簀を海洋環境が厳しいとされる相模湾に技術的視点で本当に設置できるかが議論の入口ですが、この点で慎重な意見が出ている状況です。

県としては、今参画頂いている委員、特に民間企業様にはそのまま事業主体になって頂くことを想定していますが、この点も未定です。また、可能な限り国内企業による経営を希望します。

他機関との調整の必要やノルウェーでの課題（養殖開始後の影響（病気、養殖魚の逃避等）も承知しておりますが、いずれも生簀が設置できるとの判断がなされて以降の課題ですので、現時点では対応しておりません。

漁協につきましては設置想定場所に近い三浦半島4漁協（みうら漁協、三和漁協、長井町漁協、横須賀市大楠漁協）には訪問説明をしましたが、反対意見はございませんでした。

また、実際に設置できる見込みになった段階には海上保安庁へ協議します。なお、近傍に浮き魚礁を設置していますが、防衛省や公安調査庁との協議は行っておりません。本協議会については、水産庁、国交省へは情報提供しております。

2023年に漁業権の一斉切替があることから、現時点ではそこを目標としております。次年度も継続検討し誘致実現に向け課題を整理してまいります。

3. その他

○江森委員

当審議会の審議事項について、予算・人員・技術・施設が短期的には限定されている中で、栽培漁業実施計画について、当審議会が審議する内容は限られていると感じる。様々な専門分野の委員からは、栽培漁業全般とともに広く漁業についての意見を伺いたい。

事務局には、審議の内容について、より広範な議論ができるよう、検討していただきたい。

○水産課

今回につきましては、書面開催では議論できる内容が限定されてしまうため、十分な議論ができにくい状況にあります。次回以降は活発な議論に繋がるよう、例えば栽培対象種の調査データ等も報告したり、コロナ感染状況を見ながらにはなりますが、できる限り対面での開催をするなど、十分な対応ができるよう検討してまいります。

○田口委員

神奈川県規則第89条に漁獲量の報告は電子情報処理組織を通じた方法で行うとありますが、報告を行う者は具体的には誰でしょうか。報告のための通信費等の負担も報告者でしょうか。

特定水産資源の種類が増えるにつれ、漁網を使う漁業は上限枠に達した魚種の採捕を回避できず、操業自体を止めざるを得ないという事態が発生する確率が高まると思いますが、神奈川県としての対策をお聞かせください。

神奈川県資源管理方針の第5条第3項の「漁業者自身による自主的な取組」で「知事は、漁業者による知事は、漁業者による法第124条第1項の協定締結を促進」とあり

ます。現在、神奈川県内にある漁業者の自主協定の数と内容について教えてください。また、漁業者による協定を促進するためにどのような取組を想定されておられるでしょうか。

漁業者による自主的な協定が日本の漁業の基盤ですので、今後も科学的な知見を取り入れつつ、発展させていただきたいです。また、県民に自主協定が水産資源を持続させていることを伝えることも必要です。

○水産課

特定水産資源を採捕した漁業者が報告します。通信費等の負担も漁業者が負うこととなりますが、今までも漁協等を経由してTAC魚種については漁獲情報を報告しており、変わりはありません。

本県で漁獲される水産資源は全国の水揚げに占める割合が低いため、今後特定水産資源となった場合でも、クロマグロのような漁獲可能数量の管理ではなく、漁獲努力量の管理になるものと考えております。

改正漁業法では、国は数量管理を行うにあたり都道府県の意見を聴くものとなっております、そのような事態にならないよう働きかけてまいります。

現在のところ、本県においては漁業者の自主協定はなく、資源管理計画として31計画が策定されており、漁業者の自主的な資源管理が行われております。国は、令和5年度までに資源管理計画を資源管理協定へ移行するよう進めておりますので、県としても現在の資源管理計画を評価検討し、より効果的な資源管理協定への移行を進めてまいります。

○田口委員

神奈川県での海区漁業調整委員会委員の選考方法やその状況をお聞かせください。

○水産課

本県海区漁業調整委員会委員候補者は、本県ホームページで公募を行う（令和2年9月1日（火）から9月30日（水）まで）とともに、それぞれの委員種類毎に関係機関に推薦依頼を行いました。

推薦依頼先

委員の種類	推薦依頼先
漁業者委員	神奈川県漁業協同組合連合会
学識経験者委員（資源管理）	国立大学法人東京海洋大学
学識経験者委員（漁業経営）	国立研究開発法人水産研究・教育機構
学識経験者委員（水産行政経験者）	神奈川県漁業協同組合連合会

中立委員	神奈川県弁護士会
------	----------

公募に先立ち、候補者が定員を上回った場合の選定基準を定め、予め公募ホームページで公表いたしました。また、この選定基準は、次の外部委員を含む「神奈川県海区漁業調整委員会候補者選定委員会」に意見を聴いた上で定めたものです。

- (1) 神奈川県海区漁業調整委員会会長
- (2) 神奈川県海区漁業調整委員会事務局長
- (3) 神奈川県漁業協同組合連合会代表理事長
- (4) 農林中央金庫関東業務部長
- (5) 学識経験者

候補者は、定員同数の15名推薦であり自ら応募した者はいませんでした。このため、推薦を受けた15名について、県議会の同意を得た上で任命するための手続きを行っているところです。

公募の状況、候補者の名簿、選定基準、委員選任に関する要綱等は下記のホームページで全て公表しております。

- ・神奈川県海区漁業調整委員会委員の公募について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/kaikuiinbosyu.html>

- ・神奈川県海区漁業調整委員会委員の公募状況（中間公表及び最終公表）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/kaiku_chukan.html

○田口委員

改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（海面利用ガイドライン）について神奈川県が独自に変更、追加などを行われる箇所があれば教えてください。

○水産課

現在のところ、具体的な変更等はありませんが、今後、令和5年の漁業権免許切替に向けた手続き等を行うにあたり必要に応じて検討をしていく予定です。

○田口委員

新型コロナウイルスの拡大により、飲食店の休業や輸出が厳しい状況にあります。販売額の見通しに新型コロナウイルスによる経済悪化の影響をどのように織り込まれるのでしょうか。

新型コロナウイルスにより、各漁協の販売会の中止や飲食店などの販売が厳しい状態にあると思われます。神奈川県内の状況などがわかりましたらお知らせください。

○水産課

マグロやヒラメなど一部高級魚は昨年4月頃に価格の低迷など見られましたが、マグロなどは学校給食へ提供する事業などにより、買い支えを行いました。また、サバなどの大衆魚につきましては、巣籠り消費などもあり大きな落ち込みは見られません。

一方、直売や各種イベントはほとんどが中止になりましたが、漁業者自ら仕向け先を変えるなどの対応をとっております。一部漁協では出漁日を限定するなどの影響は出ております。

収入が落ち込んだ漁業者に対しては、漁業共済制度による補填があり、また、制度資金の融資、償還猶予等の措置をとっております。また、国の経営継続補助金や一時支援金、ネット販売等を支援する制度なども案内、申請相談・指導等も行っております。

○田口委員

以下、3点の措置をとることを提言いたします。

- (1) 「かながわ水産業活性化指針」と改正漁業法を比較検討すること
- (2) 改正漁業法への対応を検討する部会を海区漁業調整委員会内に設置すること
- (3) 必要な条例を整備すること

神奈川県は都市に住む県民が地元の水産物を購入しやすい環境が充実していると思います。神奈川県の職員（特に水産普及のご担当者）の方々が農協の直売所に地元の水産物を提供することや水産物のブランド化に積極的であることが理由の1つにあると思います。また、規格外のキャベツを使ったウニの栽培など、地元の第一次産業を通じて循環型社会を目指した研究、アマモ場の再生、磯焼け防止など研究も優れています。引き続き、全国の模範となっていきたいと思います。

以上